

兵庫県立大学 高等教育研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学高等教育推進機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第86号。以下「機構規程」という。）第3条の4第2項の規定に基づき、兵庫県立大学高等教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、高等教育に関する調査及び研究等を行い、本学の高等教育の質的向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達するため、次の業務を行う。

- (1) 高等教育に関する研究、調査、企画、提案及び提言に関すること。
- (2) 高等教育の教育手法の開発及び教育・学習支援に関すること。
- (3) その他前条の目的を達するために必要な事項。

(職制等)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、高等教育研究部長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センターに、副センター長その他必要な職を置くことができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月27日制定）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。